

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	佐藤 稜介
論文題目	戦国期京都の将軍権力と寺社		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、序章、本論5章、補論1篇、終章から構成される。おもな分析対象は、戦国期における室町幕府の将軍権力、幕府の吏僚たる奉行人、有力寺社である。なかでも明応2年(1493)4月、細川政元や日野富子らの勢力が将軍足利義植の排除をねらい、新将軍足利義澄を擁立した明応の政変の前後を主たる研究対象とする。</p> <p>序章「戦国期幕府研究の現状と課題」では、戦前以来の室町幕府に関する研究の流れをたどりながら、その成果を総括しつつ、問題点を指摘する。そのうえで、①将軍権力の分裂状態をふまえた戦国期幕府像、②将軍権力と寺社の政治的連関、③幕府奉行人をめぐる実態、以上の解明を課題として設定し、本論各章の梗概を記す。</p> <p>第1章「三宝院持厳考」では、明応の政変後に三宝院門主となった持厳の活動をつうじて、室町幕府の宗教政策上、最たる重要寺院であった醍醐寺三宝院と、将軍権力の関係を検討する。将軍家との俗縁を有さぬ異例の人事で就任した持厳は、足利義澄派による三宝院への武力行使などを経て追放されるも、足利義植軍が周防国山口から上洛する際には御加持役として同道し、上洛後には三宝院を中核とする武家護持の体制を義植のもとで復活させる。戦国期には形骸化したと評価されがちな三宝院が、引き続き将軍権力を支える重要な役割を担っていたことを明らかにする。</p> <p>第2章「明応の政変後の幕府と寺社」では、明応の政変後、三宝院をはじめとする寺社が足利義澄派によって破却された事実を起点に、政変がその後の政権と京都近郊の寺社の関係に与えた影響について検討する。室町期以来の将軍家と三宝院の相依関係は、政変によって事実上、破綻を迎える。足利義澄政権は、足利義植の縁者を警戒するあまり、寺社に対する強圧的な対応を繰り返す。対する足利義植政権は、寺社領保護の政策を明確に打ち出すことになる。室町幕府と寺社の関係が、政権中枢の意志で容易に揺れ動き、両者が相依関係の解消へと向かい始めるひとつの画期として、明応の政変を評価する。</p> <p>第3章「戦国期における幕府奉行人家の分裂」では、明応の政変ののち、非在京の将軍権力のもとでも、奉行人奉書が発給され続ける状況を総覧し、奉行人集団が分裂した歴史的意義を論ずる。それぞれの奉行人家が複数の家系に分かれるなか、奉行人らは同族嫡流の立場とその経済基盤を希求した。その結果、非在京の将軍権力とともに上洛して同族筆頭の地位を獲得した奉行人は、のちに将軍が京都を逐われても同道せず、存立基盤が離京する将軍個人に依存している場合や、在京する将軍権力の交代によって立場が危うくなった際には出奔した。如上の動向こそは、武力行使に頼らない吏僚としての奉行人らによる家系存続と地位向上のための手段であったことを解き明かす。</p>			

第4章「戦国期幕府奉行人の経済基盤」では、奉行人らの経済的な存立基盤について検討する。戦国期に奉行人の経済的困窮が顕在化するなか、彼らは現地の勢力を動員しながら所領経営を展開する一方、京都では荘園領主との関係の深化を模索し、幕府と各領主の交渉を取りもつ別奉行として、それに付随する収益をも拡大させていく。新たな収入源として洛中における地子銭などの都市収入にも、手を伸ばすことになる。戦国期の奉行人が、武家や荘園領主を取りまく広範な人間関係を駆使し、多彩な生存戦略を繰り広げることで、自らの存立基盤である幕府経済を制度的に支えていた構図を浮き彫りにする。

第5章「戦国期における将軍権力の分裂と出訴先の展開」では、将軍権力が分裂するなか、所領の維持や所職の確保に奔走する領主層が、いかなる勢力を出訴先として選択し、権利保証文書の発給を請求したのか、検討する。明応の政変後にも、非在京となった足利義植政権が出訴先として存続し、その後、足利義植軍が再びの上洛を果たすと、ふたつの将軍権力を相対化する出訴先として細川京兆家が選択されはじめることになる。さらにのち、和泉・摂津国堺に成立する足利義維政権をもふくめて、将軍権力と在京勢力の交代に対処する必要を繰り返し余儀なくされた領主層が、出訴先を柔軟に選択していたことを明らかにし、当該期に生じた政治や社会の変化を連続的に検討する。

補論「家原寺縁起附属文書一卷について——狩野内膳書状・片桐且元奉行人書状・山内忠義寄進状ほか——」では、武家権力と絵画制作者の関係を照らしだすべく、大阪府堺市の寺院に伝来した史料について分析する。

終章「成果と課題」では、序章で設定した課題に照らしつつ、本論各章の議論を整理し、全体的な成果を意義づける。戦国期の将軍権力が分裂するなか、京都周辺の社会集団は権益の維持拡大のため、その状況を主体的に利用する。将軍権力に対する認識の時期的変化は、社会構造の変容をもたらすことになる。とりわけ、寺社との関係は、足利義植政権のごとく、将軍権力の正当性を宗教的に裏づけるうえで基軸をなす一方で、足利義澄政権のように、寺社との関係の構築を志向しない権力も、ときに成立する。室町期以降、一貫して重きをなした幕府と顕密寺院の関係こそ、戦国期はおろか、次代をも視野に入れて、権力の性格の歴史的変遷を通時的に論ずるための手がかりとなると展望し、論を閉じる。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

かつて日本の中世後期をめぐる歴史学的研究は、中世前期のそれとは比較にならぬほど低調であった。ところが、近年までにそうした状況は完全に逆転し、中世後期に関する議論は、政治・社会・宗教・文化など、あらゆる分野で活況を呈している。とはいえ、その一方で、検討対象や取り扱う時期は過度に細分化し、中世後期とはどのような時代だったのか、かえって捉えにくくなっていることも事実である。

本論文は、明応の政変の前後の戦国期における室町幕府の将軍権力と、ときにそれを蚕食し、一方ではそれを下支えする武家の諸勢力、そして、彼らと密接に連携し、あるいは対立した有力寺社などの領主を、おもな分析対象とする。近年までの研究蓄積を真摯に受けとめ、従来よりも多角的な切り口から、当該期の政治や社会の実態にせまる実証的研究である。

この分野に関する既往の研究は、中央権力が分裂し、地方勢力が台頭し、やがて室町幕府が滅びゆく趨勢を念頭に、将軍権力は形骸化し、幕府の奉行人は制度を支える吏僚にすぎず、幕府経済は崩壊し、寺社勢力が担った役割も低下することを自明視するなどの一面的な理解に、ともすると陥りがちであった。それに対し、本論文は、顕密寺院のみならず、禅宗寺院などにも視野を広げ、有力大名や奉行人以下の武家勢力の諸階層をふくめ、分裂する将軍権力のもとでの彼らの能動的な活動を丹念にたどり、できるだけ総体的かつ通時的に把握することを試みた。

第1章は、時期を下るにつれて役割が減退するとされてきた醍醐寺三宝院について、その門主であった真言僧の持巖を取りあげ、彼が足利義澄政権のもとで追放され、その後、足利義植軍の上洛を宗教面で支え、その政権発足後、前代のごとき三宝院を中核とする宗教体制を復活させる過程を、これまで看過されてきた事実関係の掘りおこしとあわせて論じた着実かつ周到な論考である。第2章は、やはりその役割を等閑視されてきた明応の政変後の顕密寺院を幅広く検討対象とし、足利義澄派による寺社の破却事件を逐一分析する作業を基礎にして、足利義植・義澄の両政権における政策基調のちがいを鮮明に示すのに成功している。

第3章は、将軍権力が在京と非在京とに分裂するなか、それぞれの勢力が約40年の長きにわたり奉行人奉書を発給し続けた事実に着目し、長らく問われてこなかったその歴史的要因と背景について、ひとつの明確な解答を提示しており、高い評価を与えることができる。第4章は、幕府経済の崩壊という爾後の結末に引きずられ、これまで顧みられてこなかった奉行人の経済的基盤について、室町期から戦国期にかけて新たに変化するその内実を綿密に復元し、武家や荘園領主を取りまく広範な人間関係の駆使までもふくめ、きわめて多彩な生存戦略を展開したことを論じており、当該期の時代相の一断面を描き出す重要な成果というべきである。

第5章は、これまでは個別的な分析に偏りがちであった、分裂後の将軍権力や細川京兆家などの法廷について、戦国期の諸勢力が実際にいずれを出訴先に選択し、そうした状況が時

期によってどのように変容していくのか、上級権力の動向や地域勢力の紛争が相互に連動する様相もふくめて、当該期の政治や社会の状況を段階差とともに通時的に把握しなおしており、今後、この分野において、必ずや参照されるべき論考になるものと思われる。そして、終章で提示された本論文の諸成果は、申請者の研究上の着眼点、課題設定、考証、行論の正当性を裏づけるであろう。

個別分散的に進められてきた当該分野の、とはいえ膨大な蓄積のある研究成果を集積・精査しつつ、自らの新知見と融合させながら、数々の論点をまとめあげ、当該期の政治や社会の全体像の提示を企図した本論文の成果は、重要な学術的価値を有するものと判断しうる。

とはいえ、課題も残る。例えば、武家と寺社をおもな検討対象とする一方、公家への目配りは足りない。かような戦国期の状況が、近世へどのように接続するのかについても、議論は未着手である。だが、これらは副次的な問題にすぎず、本論文全体の価値を損なうものではない。

よって、本論文は、博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和5年6月17日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降